

那賀町森林整備計画

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

令和 8 年 3 月 変更
徳島県那賀町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	8
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	

第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林の保護に関する事項	20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	23
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	
VI	別表	26
別表1	公益的機能別施業森林の区域	27
別表2	公益的機能別施業森林の施業の方法	28
別表3	基幹路網の整備計画	29
別表4	森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域	35
	参考資料	37
VII	那賀町森林整備計画図	
計画図1	保有形態別（国有林/民有林/公有林）	
計画図2	林相別（人工林/天然林）	
計画図3	公益的機能別施業森林区域（水源涵養）	
計画図4	公益的機能別施業森林区域（災害土壌保全・快適環境・保健文化）	
計画図5	木材生産機能維持増進区域	
計画図6	鳥獣害防止森林区域	
計画図7	保健機能森林区域	
計画図8	路網整備推進区域	
計画図9	森林経営計画区域	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 那賀町の地理的概況

那賀町は徳島県の南部に位置し、地域の北西部には四国山地、南部には海部山地など、標高1,000メートル以上の山々に囲まれる中山間地域である。

その総土地面積は 69,498ha、淡路島より広く徳島県の約 17%を占め、そのうち森林面積は 65,961ha で、町内面積の約 95%を占めている。(R5. 3. 31 現在)

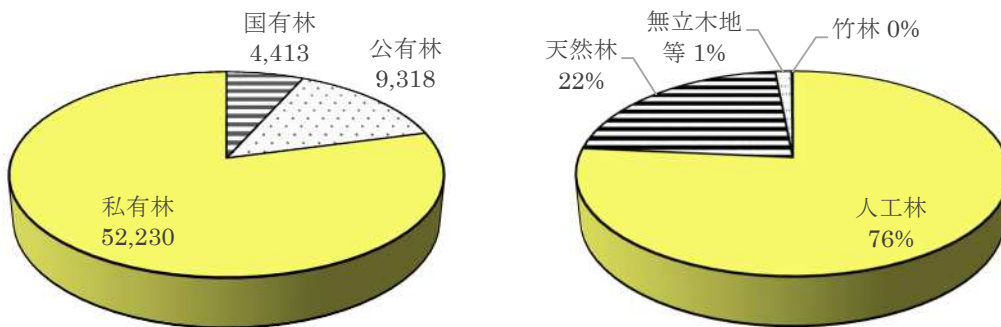
町内には、徳島県第二の河川「那賀川」が西から東に貫流しているが、その支流も含めた流域の大部分は那賀町が占めており、上述の豊かな森林資源を背景に、徳島県第二の都市である阿南市への飲料水、農業用水、工業用水の需要に応じている。

(2) 那賀町の森林資源の概況

那賀町は、「木頭林業地帯」として約 250 年の林業生産の歴史を有し、往時には、那賀川下流域の製材業者を経て、京阪神に向けての木材製品の需要を支える一大木材生産地として活況を呈していた。

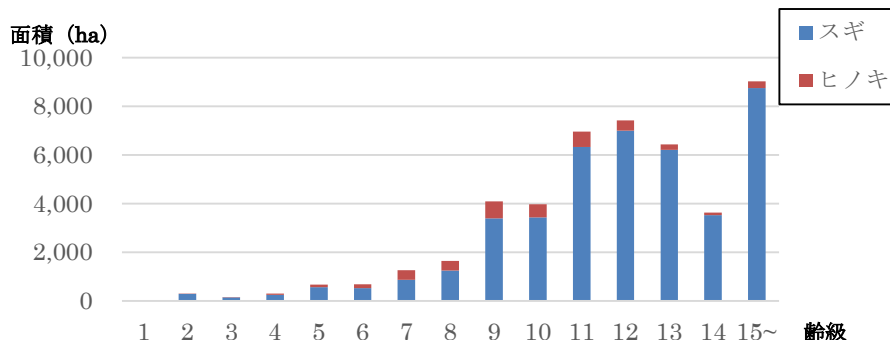
蜂須賀藩政時代の徳島県の大部分の森林は藩有林であったが、明治維新後、その時代の他藩の藩有林は現在の国有林に変遷していくのに対し、本県の藩有林は多くが払い下げられ、現在の森林所有形態は私有林が大部分を占めており、那賀町においても、森林面積の約 93%が民有林(図 I-1)となっている。

この藩有林払い下げ後、那賀町内の人工造林は積極的に進められ、現在では民有林の約 76%が人工林(図 I-2)となっている。



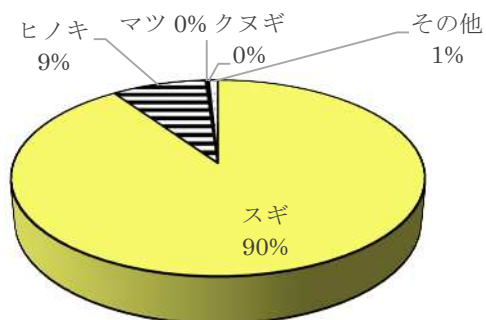
一方、人工林の資源状況を見ると、9 齢級以上（41 年生以上）の人工林が約 90%を占め、成熟度合いの高さが伺える。（図 I - 3）

図 I - 3 人工林の齢級別森林面積



なお、人工林の樹種構成は、スギが全体の約 90%を占めている。（図 I - 4）

図 I - 4 人工林の樹種構成割合



対象人工林面積 47,055 ha

(3) 那賀町の林業の動向

ア 那賀町の林業の概況

戦前の頃までの木頭林業地帯の素材の流れは、伐採した立木を玉切り、それら素材を那賀川を利用して流送し、下流域に立地した現在の阿南市の製材業者に輸送するのが一般的であった。（図 I - 5）

昭和 30 年代には那賀川にもダムが建設されたことから、木材の流送は不可能になったものの、その代替として道路整備が進んだことから、木材輸送は流送からトラック輸送に変遷し、現在では、那賀川下流域の阿南市内に軒を連ねる 24 社の製材工場を中心に、町内の素材生産量 113,272 m³（令和 4 年度）の多くを納めている。

図 I - 5 那賀川を利用した木材の流送



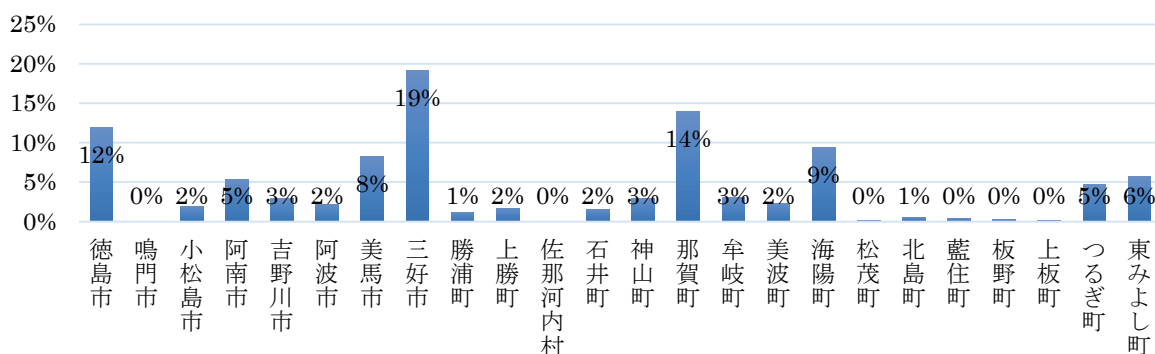
現在的那賀町における森林施業は、前述のとおり森林資源が成熟しているという状況から、収入間伐、主伐が主流となっている。

特に徳島県の施策として平成 17 年度から実施されている林業プロジェクトにより、高性能林業機械の導入、森林作業道の開設が進み、素材生産の低コスト化が図られたことから、その生産量は飛躍的に伸びた。

イ 林業担い手の状況

令和 2 年国勢調査によると、那賀町の林業従事者数は 106 人で、徳島県全体の林業従事者数の約 14%を占めており県内で最も高い数字となっている。このことから、那賀町の産業としての林業の位置づけをうかがい知ることができる。(図 I-6)

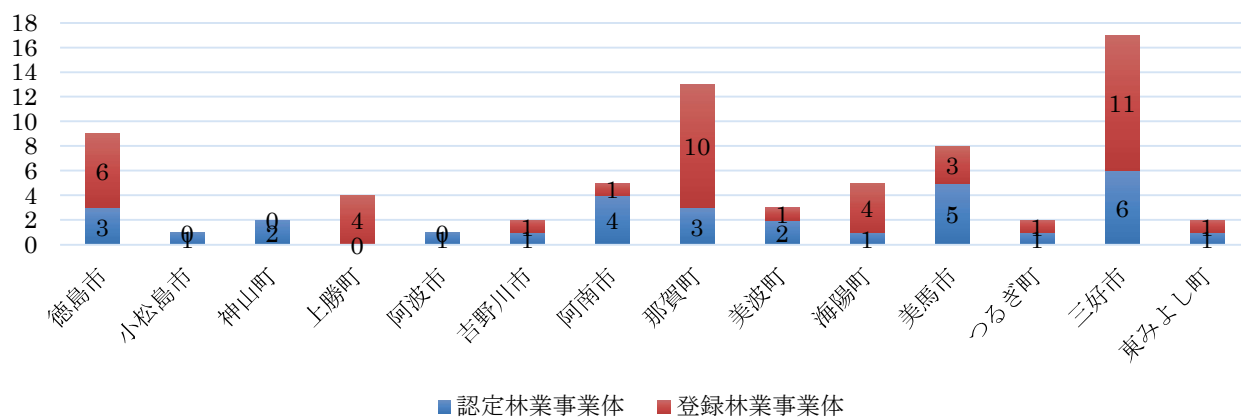
図 I-6 市町村別林業従事者数の県全体に占める割合



また、林業事業者について、徳島県で登録されている町内の林業事業者は 13 事業者で、これは徳島県内で 2 番目に多い数字となっている。(図 I-7) なかでも、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定林業事業者は 6 事業者であるが、認定林業事業者とは、労災・雇用保険の管理、就業規則の作成、通年就労を可能にする事業量の確保、日給制から月給制への改善、賃金水準の向上、労働時間の短縮等の向上に取り組む事業者として県から認定された事業者であり、つまり、法人として適格であると認定された林業事業者が那賀町には多く存在するといえる。

また、林業事業者の法人としての成り立ちは、森林組合を始め、事業協同組合、異業種から新規参入した事業者、企業、大山林所有者の管理会社など多岐にわたっている。

図 I-7 県内の市町別林業事業者数 (令和 5 年 12 月現在)



ウ 那賀町の林業施策

那賀町では、林道等の林業生産基盤整備はもとより、森林所有者等の生産意欲向上を図るための施策として、間伐材の搬出量に応じた搬出経費への助成、伐期を迎えた森林の皆伐経費及び獣害対策を含めた植栽等の経費に対する助成などを実施し、適正な循環施業の実施を積極的に推進している。

那賀町では平成 23 年に那賀町林業の振興及び成長産業化・地域の活性化を目指し、平成 32 年を目標年とした「那賀町林業マスタープラン」を策定したが、森林・林業を取り巻く情勢は計画時点から大きく変化し、50 年生を超えるスギヒノキの人工林面積は計画策定時から比べると約 1.5 倍に増加しており、こうした資源の成長とともに間伐から主伐への施業の移行が強く求められる状況となっている。

このような状況から、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて「那賀町森林づくり基本計画～那賀町森林ビジョン～」として再構築を実施、新たな基本計画として取組を進めることとしている。

図 I - 8 那賀町森林づくり基本計画～那賀町森林ビジョン～の概要



【将来像】

【那賀町の森林・林業が目指す将来像】

森林・木材の活用や人材集積等が進み、木材の生産量が拡大し、町が元気になる

【目標値】

1) 木材生産量	10 年後 (ビジョン期間終了年度)	20 万㎡
2) 林業雇用者数	10 年後 (ビジョン期間終了年度)	250 人
3) 木育交流人数	10 年後 (ビジョン期間終了年度)	500 人増加
(年間 50 人×10 年)		

エ 那賀町の森林整備に関する課題

上述のとおり、那賀町では新たな「那賀町森林づくり基本計画～那賀町森林ビジョン～」を策定し、素材生産量・林業従事者数の増大を目指しているが、そのための課題もまた多く抱えている。

その課題を列記すると、次のとおりとなる。

①森林所有者の課題

- ・森林所有者の世代交代等による森林境界の不明確

②林業従事者の課題

- ・町内人口の減少による林業就業者数の絶対的不足
- ・新規林業従事者の林業技術修得期間の長さ
- ・森林資源の大径化による新林業生産システムの構築

③木材需給に関する課題

- ・合板工場、チップ（MDF・バイオマス発電等）工場及び大型製材工場への供給対応
- ・大型工場等への供給対応を踏まえた従来の地元・川下等の中小規模製材工場への供給対応

2 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、区分ごとに人工林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備を図るものとする。

また、天然性林的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林整備を図るものとする。

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

機能の区分	機能発揮の上から望ましい森林の姿
水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防止する施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

機能別森林の整備方針

機能別森林	整備の方向
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵(かん)養機能の発揮を重視すべき森林
	森林整備の方針 ① 樹根及び表土の保全に留意し、林木の生長を促しつつ下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小・分散を基本とする森林施業を推進する。 ② 立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 土砂の流出・崩壊、その他災害の防備のための森林であり、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林
	森林整備の方針 集落等に近接し山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要の谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であり、風や騒音など自然的・人為的要因の影響を緩和し、快適な生活環境保全機能を重視すべき森林
	森林整備の方針 ① 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や保育・間伐等施業を推進する。 ② 快適な環境の保全のため保安林の指定、その適切な管理や防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 ① 観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、森林公園等の施設など保健・教育的利用等に適した森林 ② 史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観を形成する森林
	森林整備の方針 ① 立地条件や県民のニーズに応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ② 保健・風致等の保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ③ 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 住民生活に不可欠な木材等を持続的、安定的かつ効率的に供給する機能を重視すべき森林
	森林整備の方針 森林の健全性を確保し、需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

那賀町林業活性化協議会の方針の下に、県、町、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次のとおりである。

地域	樹 種							備考
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹	
全域	40	45	35	45	60	10	15	

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）を行う際の標準的な方法の指標は、次のとおりとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切に伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、保存帯を設け適確な更新を図る。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものである。

なお、立木の伐採の標準的な方法として、次のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生動物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努める。

イ 天然林の皆伐は、伐採後の人工林造成によってさらに森林生産力及び多面的機能の増進が期待される森林、又は気候・地形・土壌等から天然更新が確実に見込まれる森林で行う。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するための伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合には優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採する。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として気候・土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽する。

エ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

オ 人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安とすること。

樹 種	標準的な施業方法			備 考
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	一般建築材	中仕立	26 cm	期待径級は、胸高直径である。
	一般大径材	中仕立	38 cm	
ヒノキ	心持ち柱材	密仕立	20 cm	
	造作材	中仕立	34 cm	

マツ	一般材	中仕立	26 cm	
ケヤキ	一般材	中仕立	22 cm	

3 その他必要な事項

木材生産機能の維持増進を図る森林については、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた径級に対応できるよう、高い成長量を有する単層状態や群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な材木を有する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

また、花粉の発生源となるスギ等の伐採・植え替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、人工造林の実施に当たっては、コンテナ苗木の活用による植栽労務の分散化や、伐採と植栽の一貫作業システムの導入による低コスト造林に努める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次に示すとおりであり、植栽にかかる樹種については、スギは沢沿い～斜面下部、ヒノキは斜面中～上部、を基本として選定するものとする。

さらに、苗木の選定については、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）、広葉樹の実用化試験結果を踏まえて、その普及に努めることとする。

区 分	樹 種	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、その他針葉樹、ケヤキ、造林実績のある有用広葉樹	その他有用広葉樹にはミツマタを含む

(注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合には、徳島県林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立の方法別の植栽本数

樹 種	仕立方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	密仕立	3,500～4,000	有用広葉樹について里山景観整備を行う場合は、樹種毎に適正な本数を植栽するものとする。 例：サクラ 100～1,000 本/ha
	中仕立	2,500～3,500	
	疎仕立	1,000～2,500	
ヒノキ	密仕立	4,000～4,500	
	中仕立	3,000～4,000	
	疎仕立	1,000～3,000	
マツ	中仕立	3,000～3,500	
クヌギ	中仕立	2,500～3,500	
	疎仕立	1,000～2,500	
ケヤキ等有用広葉樹	中仕立	2,500～3,500	

	疎仕立	1,000～2,500	
--	-----	-------------	--

(注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合には、徳島県林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。

複層林施業導入の際の下層木植栽本数は、ヘクタール当たり 1,000～2,000 本を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

イ その他人工造林の方法

人工造林は次に示す方法を標準として行うものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	地形・林況に応じて、全刈り地拵え・棚積み地拵え・枝条散布地拵え等とする。
植付けの方法	裸苗は、根が土に十分密着するよう丁寧植えとし、苗木は植栽が完了するまで乾燥させないように日陰等に仮植しておくものとする。 コンテナ苗は、根鉢が埋まるように施工する。
植栽の時期	裸苗は2月上旬から5月下旬、特に樹木が生長を始める前の3月中旬までに行う。なお、コンテナ苗木の活用により植栽労務の分散化を図る場合は、気象状況等を十分考慮して時期を選定する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林」など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種 天然更新の対象樹種は、次に示すとおりとする。

区 分	樹 種	備 考
天然更新の対象樹種	スギ・ヒノキ・アカマツ、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹	その他有用広葉樹にはミツマタを含む
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、シイ、カシ	

(注) 上記以外の樹種を更新の対象とする場合には、徳島県林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、シイ、カシ、その他有用広葉樹	10,000本/ha

ただし、上記樹種の天然更新では、3,000本以上は必ず成立させなければならないこととする。

なお、「成立」とは、周辺競合樹種の草丈より、一定の高さ以上の樹高を有して生育している状態をいい、草丈に対する一定の高さは下表のとおりである。

○成林に必要な稚樹高 (cm)

成立本数	競合植物の草丈 (cm)																			
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200
3,000	50	80	80	130	150	180	200	230	250	270	290	310	340	340	360	380	400	410	430	450
4,000	50	80	80	120	150	170	190	210	230	240	260	280	310	310	330	350	360	380	390	410
5,000	40	70	70	110	140	160	170	190	210	230	240	260	290	290	310	320	340	350	370	380

例) 成立本数 3,000 本で、競合植物の草丈が 50 cm であれば、更新対象樹種の樹高は 150 cm が必要となる。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所で行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて行うこととする。

ウ その他天然更新の方法

徳島県の伐採届出等に関する事務取扱要領の伐採後の更新状況確認調査実施基準に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により、確実に更新を図ること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100メートル以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

スギ、ヒノキ、その他針葉樹、ケヤキ等有用広葉樹

イ 天然更新の場合

スギ、ヒノキ・アカマツ、クスギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

10,000本

5 その他必要な事項

適確な更新を図るため、防護ネット、防護チューブ等を活用した獣害防止対策を講じることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していくうえで、必要不可欠な作業である。

間伐及び保育が、適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的な実施を維持するものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた適切な時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法により実施するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期（年）				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	
スギ	植栽本数 3,500本/ha 中伐期・中仕立	$\frac{20}{18\sim 22}$ (20%)	$\frac{30}{28\sim 32}$ (33%)	$\frac{40}{38\sim 42}$ (33%)	—	上段は標準的林齢であり、下段は地位上～下の場合の林齢幅である。またカッコ内は本数間伐率である。 初回間伐は、被圧木・曲がり木等を中心に残存木の適正な配置を考慮しながら行う。 3回目以降においては形質の良い間伐材の生産が可能となることから、優良木の成長促進と収入を目的とし
	植栽本数 3,000本/ha 長伐期・中仕立	$\frac{25}{23\sim 27}$ (33%)	$\frac{35}{33\sim 37}$ (33%)	$\frac{45}{43\sim 47}$ (33%)	—	

ヒノキ	植栽本数 3,500 本/ha 中伐期・中仕立	$\frac{22}{20\sim24}$ (20%)	$\frac{30}{28\sim32}$ (25%)	$\frac{40}{38\sim42}$ (33%)	—	て行う。また、間伐率は、本数間伐率を基本とするが材積の伐採率で 35%以下であり、かつ、伐採の翌年度初日から起算して概ね 5 年以内に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。
	植栽本数 3,000 本/ha 長伐期・中仕立	$\frac{20}{18\sim22}$ (33%)	$\frac{30}{28\sim32}$ (33%)	$\frac{40}{38\sim42}$ (33%)	$\frac{60}{58\sim62}$ (25%)	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

森林の立木の成長の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎として行うものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下刈	スギ ヒノキ	 毎年実施 (1~2回)																6~8月
つる切り	スギ ヒノキ	 必要に応じて実施																
除伐	スギ ヒノキ	 1回実施																雑木、被圧木 等を伐倒

注) 下刈りは、作業の省力化と効率化に留意しつつ、気象条件や目的樹種の生育状況等を勘案の上、現地状況に応じて下刈り回数を削減するなど、その実施期間を短縮できるものとする。

注) 除伐は、雑木、被圧木、曲がり木、二又木等を中心に伐倒する。

3 その他必要な事項

木材生産機能を維持増進する森林の間伐については、木材生産機能の維持増進を図るため、森林施業の集約化や高性能林業機械と路網整備を一体的に取り組み、間伐の推進と合わせ、間伐材の有効利用を推進する。

具体的には、自然条件や経営目的に適し、多様な木材需要に応じた樹種、径級に対応できるよう、高い成長量を有する単層林施業や群状、帯状の抜き伐りと集団的な作業を推進するとともに、間伐材の搬出効率を考慮した列状間伐と高性能林業機械、作業路の整備を一体的に取り組むものとする。

森林法第 10 条の 10 第 2 項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は特定間伐促進計画に定める。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 施業の方法

伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小や分散を図る。森林区域として別表2により定める。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹
伐期の延長を 推進すべき森 林	50年	55年	45年	55年	70年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

土地の災害防止機能等の公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また、伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林区域については、別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹
長伐期施業を 推進すべき森 林	80年	90年	70年	90年	120年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

別表1に定める。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

那賀町における森林所有者一人当たりの平均所有面積は6.61haで、県平均3.11haを大きく上回っている。

また、所有規模が100ha未満の小・中規模森林所有者一人当たりの平均所有面積は3.93haとなっており、こちらも県平均2.46haを上回っている。しかし、現状の小・中規模森林所有者の所有規模では、所有者一人の森林だけで、効率的な素材生産事業を実施するのは困難である。

こうしたことから、森林組合・林業事業者への長期の施業の受託、森林経営の受託等による森林経営規模の拡大を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業委託、森林経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化への取り組みに対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の委託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者は、森林組合等へ森林の施業又は経営の委託を行うときには、書面による森林経営委託契約を5年以上の期間で行うこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

ア 基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定する

とともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、那賀町森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

イ 活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

林家の保有山林規模を見ると、10ha未滿が88%と極めて零細であり、保続的・計画的施業の実施が困難な状況であるため、森林組合等による地域単位毎の協議会の開催により、啓蒙普及活動の実施を通じて森林施業の共同化に向けた森林所有者間の合意形成に努めるとともに町の森林整備計画に則した共同化の促進に努める。

また、不在村森林所有者についても森林組合等と連携してその実態把握に努め、同様に共同化の促進に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

町、森林組合、南部総合県民局等地域に密着した機関による各集落への啓蒙普及活動の促進を通じて、森林施業の共同化に向けた森林所有者間の合意形成に努め、森林施業の共同実施等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

また、所有規模の零細な森林所有者及び不在村森林所有者については、森林組合等による施業の受委託を促進するとともに、共同化への参加を呼びかけ、適正な森林施業の確保に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施する上で、次のア～エに留意する。

ア 森林経営計画の共同作成者全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一人が施業等を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	30~40	70~210	100~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	23~34	52~166	75~200
	架線系 作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	16~26	35~124	51~150
	架線系 作業システム	16~26	0~24	16~50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

路網密度の水準については、木材搬出予定箇所適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

区域は第4の2で定めた「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」と同区域とする。

3 作業路網の整備に関する事項

作業路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、育成単層林の資源循環利用等地域の将来を見据えた整備を推進するとともに、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設路網の改築や改良にあたっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、徳島県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	位置	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	うち前半 5カ年の 計画箇所	対図番号	備考
別表3のとおり								

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「私有林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理を行う。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として徳島県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 那賀町主体による森林経営計画の推進

林業事業者による森林経営計画の策定に対する助言、調整や森林整備事業間の整合性を図り、事業地の集約化を進め、それぞれの事業地において面的広がりを持たせることで、素材生産を中心とする継続的に循環する森林整備の推進を図ることとする。

(2) 森林基礎情報整備の推進

(1) の取り組みを行うためには、森林境界の明確化等が不可欠であることから、国・県の助成制度や平成 31 年度からスタートした森林環境譲与税を活用しながら、町内森林の基礎情報の整備を図り、森林GISによる一元的な管理を行うこととする。

(3) 林業事業者の体質強化

林業事業者の体質強化を図るためには、林業特有の季節労働制を排除し、安定した事業量を確保することが先決である。

そこで、季節に限定される素材生産や間伐関連事業だけでなく、多角的な施業種による経営を促進するとともに、施業の効率化や省力化を推進することにより、各林業事業者の経営基盤の強化および安定化を図る。

(4) 林業従事者の養成

林業では特殊技術が多く求められることから、新規就業者の技術修得期間は他業種に比べて長いといわれている。林業に従事するために必要とされる知識・資格等については、平成 30 年度から徳島県高度技術支援課の指導を仰ぎながら試行的に始めた那賀町林業テクノスクールで対応し、さらに個人のレベルアップのため、実践を中心とした技術向上研修も実施する。

また、熟度の低い林業従事者と、町内在住のベテラン林業従事者とのマッチングを行う那賀町林業技術者支援制度等を活用した、OJTによる技術習得を支援する。

さらに、建設業などの他産業からの参入や女性・外国人等多様な人材の受け入れを促進するため、林業事業者登録制度の活用や、技術向上の支援など、就業者の育成に努める。

2 森林業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業労働力の不足及び林業従事者の高齢化が進む中で生産性の向上を図るため高性能機械を含めた林業機械化への取り組みを実施する。

高性能機械の導入には林内路網の整備が不可欠なので、開設に努めるとともに機械作業の普及、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等作業のシステム化を推進する体制を整備する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を、次に示すとおりに設定する。

		伐倒	搬出	造材（積載）
作業地分散型	近距離型（～100m）	チェーンソー	小型スイングヤーダ＋フォワーダ	小型プロセッサ
	短距離型（～200m）	チェーンソー	スイングヤーダ＋フォワーダ	小型プロセッサ
	中距離型（～400m）	チェーンソー	自走式搬器＋集材機・タワーヤーダ	プロセッサ
作業地集中型	近距離型（～100m）	チェーンソー又はハーベスタ	ロングアームグラップル又はスイングヤーダ	小型プロセッサ
	短距離型（～200m）	チェーンソー	高速集材機	プロセッサ
	中距離型（～400m）	チェーンソー	高速集材機＋タワーヤーダ	プロセッサ

機械化の促進方策は、機械化に不可欠な路網整備を進めるとともに、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等作業のシステム化等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図ることとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

優良材、一般材については建築材に、低質なスギ間伐材は合板に、端材などは木質ボードや製紙などに供給できる体制づくりを進めるものとする。

また、平成18年10月にスタートした「徳島県木材認証制度」を推進し、産地や品質・性能・合法性の明確な県産木材を安定的かつ低コストで供給し得る体制づくりに努めるものとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の 種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
原木市場	横石	13,000 m ³		—	—	—	
木材加工 流通施設	舞ヶ谷	15,000 t		—	—	—	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ニホンジカにより、現に食害等を受けている又はそれら被害がある森林の周辺に位置し、今後食害等が発生する恐れのある森林を「鳥獣害防止森林区域」に設定し、森林整備と鳥獣害対策を一体的に行うことで、植栽木の確実な育成を図る。

(1) 区域の設定

地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、鳥獣害防止森林区域を次のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全ての林班	61,548

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を被害の状況や生息状況等を踏まえ、単独又は組み合わせて実施する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等と併せて設置した保護措置の維持管理を行う。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

特にナラ枯れ被害については、早期発見及び早期駆除に努める。

(2) その他

該当なし。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

Ⅲ第1で定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣害保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、防護柵の設置等の防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事防止意識の啓発普及を行うとともに、森林の保護及び管理のため、初期消火資材等防火用施設や山火事防止用標識等を必要に応じて設定するよう努める。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし。

(2) その他

該当なし。

IV 森林の保護機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林とは、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が、高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林である。

那賀町におけるその森林の区域は、Ⅱの第4の1の(2)のアで定める区域とする。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	育成複層林への誘導を旨とし、樹下植栽、天然下種更新の促進を図る。
保育	間伐、除間伐等を積極的に行い、受益者の快適性を確保する。
伐採	原則として皆伐以外の手法をとる。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成する場合には、次の事項について適切に計画されるよう努めるものとする。

- ア IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- イ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ウ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

No.	区域名	林班	区域面積 (ha)
別表4のとおり			

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむために、林業体験学習の実施等、森林づくりへの直接参加を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

番号	所在	現況（面積、樹種、林齢等）	経営管理実施権設定の有無	森林経営管理事業の実施予定（年次、作業種、面積）
集 R2-1	那賀町木頭字 向エ山 6-1	1.86ha ヒノキ 34 年生	無	R2・保育間伐 ヒノキ 1.51ha
集 R2-2	那賀町木頭字 向エ山 6-2	5.56ha スギ 34 年生	無	R2・保育間伐 スギ 3.55ha
集 R2-3	那賀町岩倉字 下南山 3-11	2.56ha スギ 60 年生 ヒノキ 45 年生	無	R2・保育間伐 スギ 1.55ha ヒノキ 1.01ha
集 R3-1	那賀町木頭北川字 大明地 134-1	1.22ha スギ 60 年生	無	R3・保育間伐 スギ 1.19ha
集 R3-2	那賀町木頭北川字 大明地 135-1	3.46ha スギ 50 年生	無	R3・保育間伐 スギ 3.16ha
集 R3-3	那賀町木頭北川字 大明地 138	1.74ha スギ 58 年生	無	R3・保育間伐 スギ 1.62ha
集 R3-4	那賀町木頭北川字 大明地 135-2	1.32ha スギ 55 年生	無	R3・保育間伐 スギ 1.27ha
集 R3-4	那賀町木頭北川字 大明地 136-1	0.19ha スギ 55 年生	無	R3・保育間伐 スギ 0.19ha
集 R3-5 配 R3-1	那賀町丈ヶ谷字 東谷 12	6.46ha スギ 66 年生	有	R4・間伐 スギ 6.46ha

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

年次	作業種	面積
令和 6 年度	保育間伐	10ha
令和 7 年度	保育間伐	10ha
令和 8 年度	保育間伐	10ha
令和 9 年度	保育間伐	10ha
令和 10 年度	保育間伐	10ha
令和 11 年度	保育間伐	10ha
令和 12 年度	保育間伐	10ha

令和13年度	保育間伐	10ha
令和14年度	保育間伐	10ha
令和15年度	保育間伐	10ha

7 その他必要な事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域に指定される森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の公事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

VI 別表

別表 1 公益的機能別施業森林の区域

別表 2 公益的機能別施業森林の施業の方法

別表 3 基幹路網の整備計画

別表 4 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域

参考資料

VII 那賀町森林整備計画図

計画図 1 ----- 国有林・民有林・公有林

計画図 2 ----- 人工林・天然林

計画図 3 ----- 公益的機能別施業森林区域（水源涵養）

計画図 4 ----- 公益的機能別施業森林区域（災害土壌保全・快適環境・保健文化）

計画図 5 ----- 木材生産機能維持増進区域

計画図 6 ----- 鳥獣害防止森林区域

計画図 7 ----- 保健機能森林区域

計画図 8 ----- 路網整備推進区域

計画図 9 ----- 森林経営計画区域

別表1

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市町村森林整備計画図のとおり	61,562
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市町村森林整備計画図のとおり	991
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市町村森林整備計画図のとおり	124
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市町村森林整備計画図のとおり	1,364
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市町村森林整備計画図のとおり	35,162
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

別表2

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	市町村森林整備計画図のとおり	59,420
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	市町村森林整備計画図のとおり	2,388
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐以外の方法による複層林施業	該当なし
		択伐による複層林施業	該当なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表3

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考	
開設	基幹	那賀町	横石谷山線	5,100	1,197	○	3682059		
		那賀町	長安海川線	5,900	2,106	○	3683048		
		那賀町	下司林谷線	2,500	278		3683055		
		那賀町	星越神戸丸線	3,900	1,008	○	3683066		
		那賀町	岩倉蟬谷線	5,700	1,730	○	3684016		
		計	5	23,100					
	普通	那賀町	中山南川線	2,600	484	○	3681016		
		那賀町	宮ノ谷線	250	162		3682014		
		那賀町	けぶた谷線	200	53		3682015		
		那賀町	磯原線	200	166		3682054		
		那賀町	朴野日浦線	4,500	110	○	3682071		
		那賀町	久望線	200	172		3682076		
		那賀町	長門線	300	33		3682078		
		那賀町	辺川榎谷線	400	31		3682082		
		那賀町	吉野上線	250	15		3682083		
		那賀町	請ノ谷相名瀬	1,900	77		3682093		
		那賀町	姥ヶ谷線	200	159		3683030		
		那賀町	正木谷線	150	178		3683035		
		那賀町	水ヶ太尾線	300	42		3683052		
		那賀町	長安線	1,100	178		3683053		
		那賀町	市宇線	200	62		3683056		
		那賀町	拝宮長安線	1,200	132		3683067		
		那賀町	川俣大戸線	300	151	○	3683068		
		那賀町	松ノ尾線	250	61		3683071		
		那賀町	十二弟子海川線	200	89		3683070		
		那賀町	松ノ尾支線	150	8		3683073		
		那賀町	白石線	400	102		3683074		
那賀町		深森小計線	600	134	○	3683079			
那賀町	松久保鉢久保線	300	49		3683081				
那賀町	拝宮西分線	200	5		3683040				
那賀町	菊千代線	300	355		3684003				
那賀町	櫛谷線	200	717		3684004				
那賀町	池の平線	300	176		3684009				
那賀町	小島線	200	15		3684010				
那賀町	阿津江線	200	97		3684014				
那賀町	広野松ノ尾線	300	56		3684070				
那賀町	寒谷線	300	55		3684024				
那賀町	寺谷線	200	92		3684032				
那賀町	符殿五倍木線	200	111		3684034				
那賀町	立石谷線	1,600	345	○	3684059				

別表3

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
		那賀町	五倍木瀬津線	210	31		3684062	
		那賀町	大森山線	500	219		3685057	
		那賀町	助蔭海川線	2,000	123	○	3683095	
		那賀町	トゴエ久多利線	400	336		3685067	
		那賀町	熊谷線	2,300	64		3685077	
		那賀町	中谷東線	500	34		3685079	
		那賀町	土居線	300	50		3685081	
		那賀町	日和田線	300	296		3685082	
		那賀町	ありう谷線	300	59		3685100	
		那賀町	御朱印猪山線	2,800	698		3685121	
		那賀町	平野畦ヶ野線	780	75		3685090	
		那賀町	和無田線	500	42		3685091	
		那賀町	大明地線	400	84		3685092	
		那賀町	月谷熊森線	300	173		3685110	
		那賀町	野田ノ尾線	300	19		3685120	
		那賀町	屋地谷線	1,100	152		3685096	
		那賀町	白石林谷線	4,200	231	○	3683094	
		那賀町	蔭谷御朱印線	5,400	646	○	3685098	
		那賀町	馬路線	2,000	247	○	3682096	
		那賀町	奥山線	3,500	100	○	3684063	
	那賀町	白石大用知線	3,060	77		3683095		
	那賀町	東尾栗坂線	450	115	○	3683033		
	那賀町	大張谷線	300	32		3682101		
	那賀町	黒野田線	1,950	58	○	3685122		
		計		58	54,000			
	専用	那賀町	荒谷平藪谷線	100	12	○	3683081	
		那賀町	蔭平姥ヶ谷線	100	12	○	3683082	
		那賀町	蔭谷線	100	100	○	3683083	
		那賀町	南川熊谷線	700	145		3685122	
	計		4	1,000				
拡張	改良	那賀町	木屋平木沢線	7		○	2074003	
		那賀町	四五谷線	2		○	3681005	
		那賀町	中山南川線	1			3681016	
		那賀町	神谷線	1			3681024	
		那賀町	左京谷線	1			3681025	
		那賀町	寺谷線	3			3682017	
		那賀町	辺川馬路線	3			3682081	
		那賀町	栃谷線	9			3682091	
		那賀町	杉地臼ヶ谷線	19		○	3682100	
		那賀町	海川野久保線	14		○	3683007	

別表3

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
		那賀町	漆ヶ谷線	5			3683009	
		那賀町	丈ヶ谷線	5			3683010	
		那賀町	ソウド谷線	10			3683013	
		那賀町	六丁轟線	10			3683020	
		那賀町	葛ヶ谷線	10			3683024	
		那賀町	長安海川線	10		○	3683048	
		那賀町	ナカフタ谷線	5			3683082	
		那賀町	檜谷線	2			3684004	
		那賀町	小島線	3			3684010	
		那賀町	中沢谷線	3			3684011	
		那賀町	北浦線	3			3684070	
		那賀町	池の平線	3			3684009	
		那賀町	出羽線	4			3684012	
		那賀町	岩倉蟬谷線	3		○	3684016	
		那賀町	大影浦線	4			3684018	
		那賀町	当山出羽線	3			3684029	
		那賀町	木頭名寺内線	4			3684031	
		那賀町	麻尻山線	3			3684044	
		那賀町	うつゆ谷線	2			3684022	
		那賀町	黒沢小島線	5			3684052	
		那賀町	東川千本谷線	9		○	3685001	
		那賀町	久井谷線	5			3685008	
		那賀町	折宇谷線	5			3685010	
		那賀町	蟬谷線	5			3685012	
		那賀町	出原谷線	2			3685015	
		那賀町	後谷線	7			3685017	
		那賀町	南川線	9		○	3685018	
		那賀町	南川大谷線	8			3685019	
		那賀町	平野畦ヶ野線	5			3685090	
		那賀町	杉山線	12			3872009	
		那賀町	湯桶線	5			3685097	
		那賀町	中谷東線	1			3685079	
		那賀町	栗宇谷線	5			3685005	
		那賀町	拝宮西分線	1			3683040	
		那賀町	姥ヶ谷線	3			3683030	
		那賀町	谷山霧越線	5			3683063	
		那賀町	五倍木瀬津線	2		○	3684062	
		那賀町	鉢久保線	2			3684047	
		那賀町	中の谷線	1			3681007	
		那賀町	辺川内山線	5			3682058	

別表3

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
		那賀町	横石谷山線	10		○	3682059	
		那賀町	市宇線	5		○	3683056	
		那賀町	後谷線	10			3683091	
		那賀町	立石谷線	5			3684059	
		那賀町	トゴエ久多利線	3		○	3685067	
		那賀町	方平口線	1			3683036	
		那賀町	長安線	1		○	3683053	
		那賀町	奥畑線	1		○	3682013	
		那賀町	横石さすが谷線	1		○	3682080	
		那賀町	白石線	1		○	3683074	
		那賀町	辺川馬路線	1			3682081	
		那賀町	大張谷線	1		○	3682101	
		那賀町	赤城谷線	1			3682005	
		那賀町	奥谷線	1		○	3682012	
		那賀町	十二弟子海川線	1			3683070	
		那賀町	柄谷船谷線	1		○	3685066	
		那賀町	松久保船谷線	2		○	3683081	
		那賀町	海川旭線	3		○	3683096	
		計	68	303				
	舗装	那賀町	木屋平木沢線	500			2074003	
		那賀町	堂ヶ谷線	200			3681003	
		那賀町	かゞ原線	800			3681006	
		那賀町	田野線	500			3681009	
		那賀町	天狗谷線	400			3681011	
		那賀町	中山南川線	2,600			3681016	
		那賀町	杉山線	4,000			3872009	
		那賀町	奥畑線	2,100			3682013	
		那賀町	内山八重地線	6,000			3682031	
		那賀町	延野請ノ谷線	7,500			3682045	
		那賀町	磯原線	3,000			3682054	
		那賀町	辺川内山線	7,200			3682058	
		那賀町	横石谷山線	14,400			3682059	
		那賀町	横石さすが谷線	4,900		○	3682080	
		那賀町	辺川馬路線	4,000			3682081	
		那賀町	柄谷線	3,000			3682091	
		那賀町	戸丸線	2,000			3682092	
		那賀町	杉地臼ヶ谷線	1,000			3682100	
		那賀町	海川野久保谷線	4,500		○	3683007	
		那賀町	姥ヶ谷線	1,000			3683030	
		那賀町	正木谷線	500			3683035	

別表3

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
		那賀町	拝宮西分線	400			3683040	
		那賀町	長安海川線	5,000			3683048	
		那賀町	長安線	1,300			3683053	
		那賀町	拝宮線	500			3683054	
		那賀町	下司林谷線	3,000			3683055	
		那賀町	市宇線	200			3683056	
		那賀町	水船谷線	200			3683090	
		那賀町	ソウド谷線	1,000			3683013	
		那賀町	影泉谷線	1,000			3684001	
		那賀町	内山線	760			3683011	
		那賀町	檜谷線	700			3684004	
		那賀町	勘場線	400			3684006	
		那賀町	笹原谷線	400			3684007	
		那賀町	池の平線	1,200			3684009	
		那賀町	小島線	400			3684010	
		那賀町	中沢谷線	200			3684011	
		那賀町	出羽線	400			3684012	
		那賀町	阿津江線	800			3684014	
		那賀町	岩倉蟬谷線	11,000			3684016	
		那賀町	大影浦線	100			3684018	
		那賀町	うつゆ谷線	400			3684022	
		那賀町	寒谷線	1,200			3684024	
		那賀町	木頭名寺内線	100			3684031	
		那賀町	寺谷線	500			3684032	
		那賀町	符殿五倍木線	800			3684034	
		那賀町	峯線	400			3684041	
		那賀町	麻尻山線	500			3684044	
		那賀町	鉢久保線	3,000			3684047	
		那賀町	黒沢小島線	100			3684052	
		那賀町	立石谷線	4,000			3684059	
		那賀町	大用知線	100			3684061	
		那賀町	東川千本谷線	5,000		○	3685001	
		那賀町	栗宇谷線	1,000			3685005	
		那賀町	久井谷線	300			3685008	
		那賀町	折宇谷線	1,500			3685010	
		那賀町	中内線	1,500			3685011	
		那賀町	中谷線	1,500			3685014	
		那賀町	出原谷線	2,000			3685015	
		那賀町	南川線	2,000		○	3685018	
		那賀町	南宇線	1,000			3685022	

別表3

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
		那賀町	大野谷線	500			3685065	
		那賀町	トゴエ久多利線	700		○	3685067	
		那賀町	平野畦ヶ野線	1,000			3685090	
		那賀町	湯桶線	3,000			3685097	
		那賀町	赤城谷線	100			3682005	
		那賀町	川俣大戸線	200			3683069	
		那賀町	深森小計線	500			3683079	
		那賀町	六丁轟線	500		○	3683020	
		那賀町	谷山霧越線	500			3683063	
		那賀町	五倍木瀬津線	500			3684062	
		那賀町	奥谷線	150			3682012	
		那賀町	舞ヶ谷線	517			3682049	
		那賀町	大見谷線	150			3683031	
		那賀町	長門線	100			3682078	
		計	75	134,377				

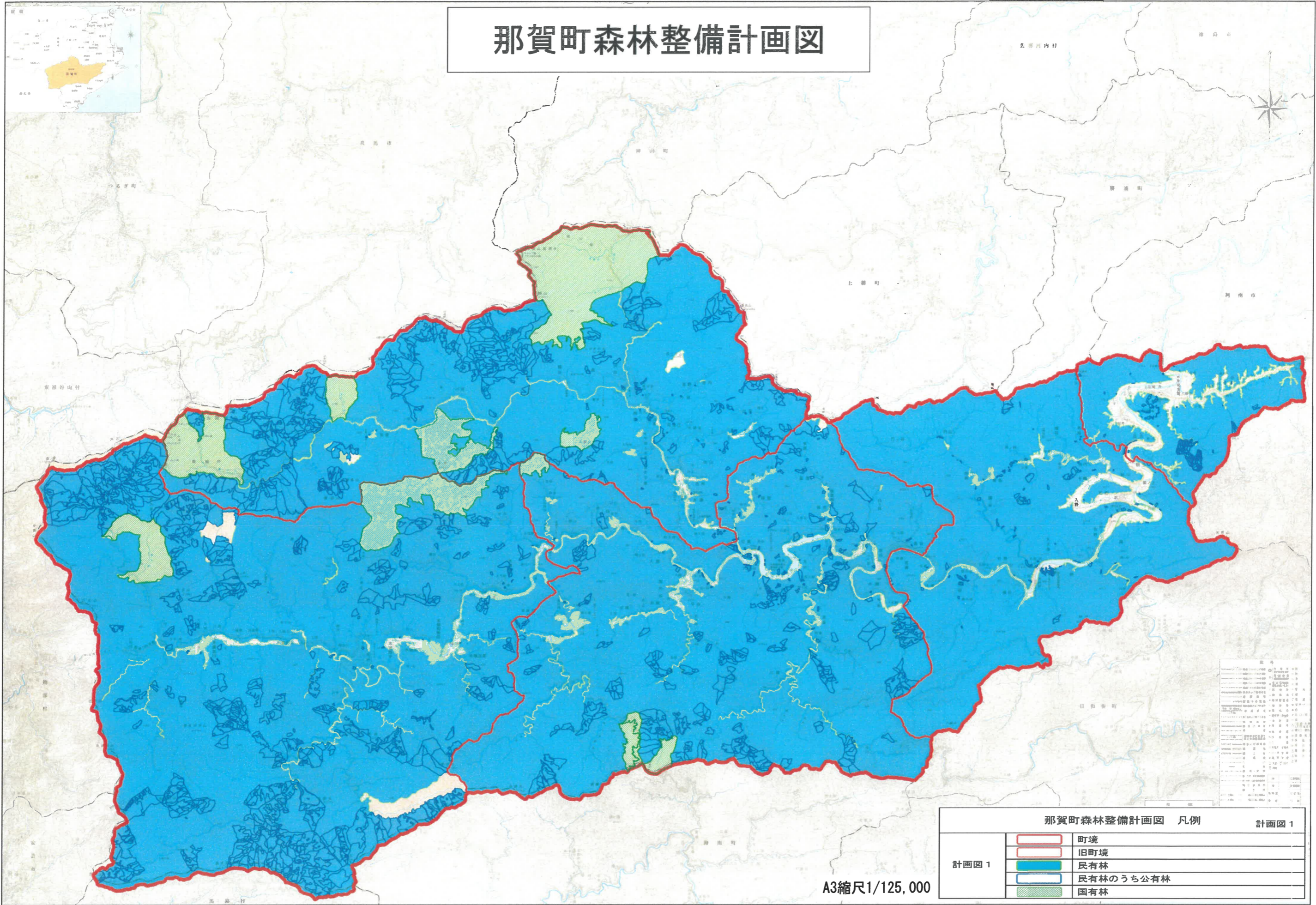
別表4

No.	区域名	林班	区域面積 (ha)
1	鷺敷	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1,736
2	阿井	31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	653
3	延野	109 110 111 112 113	636
4	平野	129 130 131 132 133 114 115 116	1,367
5	西納	117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128	2,097
6	雄	101 102 103 104 105 106 107 108	1,415
7	日野谷北	152 153 154 155 156 157	834
8	日野谷南	134 135 136 137 145 146 147 148 149 150 151	1,696
9	杉山	138 139 140 141 142 143 144	1,017
10	桜谷	215 216 217 218 219 220 221 222	949
11	水崎	223 224 225 226 227 228 229 230	1,051
12	轟	201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 279	1,805
13	古屋	232 233 243 244 245 246 270 271 272 273 274 275 276 277 278 286	1,161
14	深森	231 234 235 236 237 238 239 240 241 242 247 248 249 250 251 252 253	1,687
15	川俣・六丁	254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306	2,146
16	白石	280 281 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354	1,845
17	成瀬	318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 357	929
18	丈ヶ谷	282 283 284 285 287 288 289 290 291 292 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317	1,458
19	海川	355 356 358 359 360 361 362 389 390 391 392 393 841 842 843 844	1,351
20	海川東俣	363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373	1,027
21	海川西俣	374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388	1,268

別表4

No.	区域名	林班	区域面積 (ha)
22	木頭	481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512	2,418
23	坂州	513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 401 402 403 404 405 406 407 408 409	1,897
24	釜ヶ谷	470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480	1,393
25	沢谷	449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469	1,625
26	川成	410 411 412 413 414 415 416 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448	1,640
27	岩倉	417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438	3,350
28	中谷	827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840	949
29	蟬谷	811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826	1,295
30	出原	601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624	1,624
31	西宇	799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810	804
32	屋地谷	788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798	1,155
33	折宇谷	773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787	1,169
34	髪無谷	691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702	917
35	熊谷	625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 686 687 688 689 690	2,805
36	南川東	646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685	2,376
37	久井谷	758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772	1,315
38	高野瀬	725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 755 756 757	3,132
39	千本谷	703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724	1,836
40	南川西	657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671	1,720
合 計			61,548

那賀町森林整備計画図



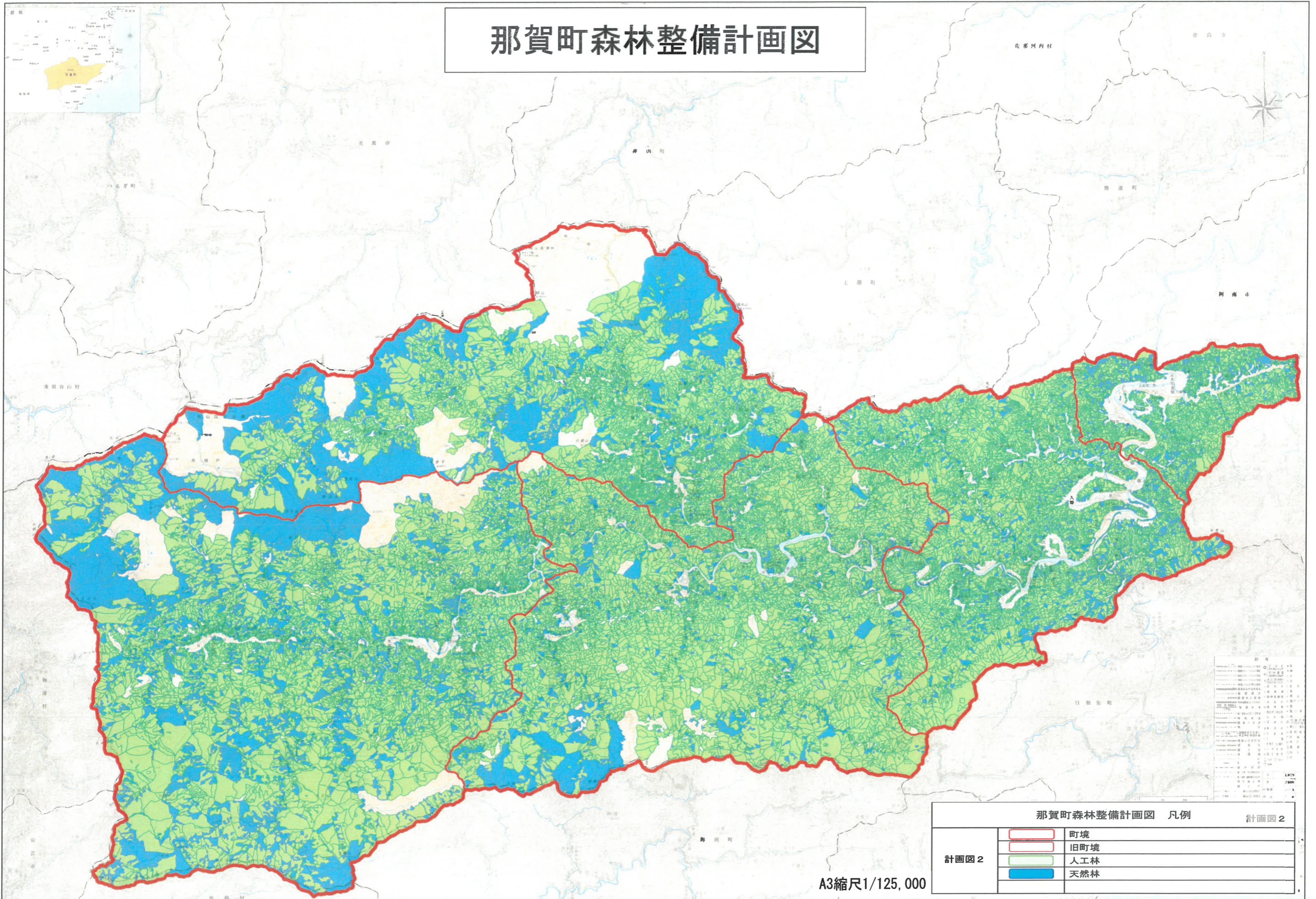
図号

1	町境
2	旧町境
3	民有林
4	民有林のうち公有林
5	国有林

那賀町森林整備計画図 凡例		計画図 1
計画図 1		町境
		旧町境
		民有林
		民有林のうち公有林
		国有林

A3縮尺1/125,000

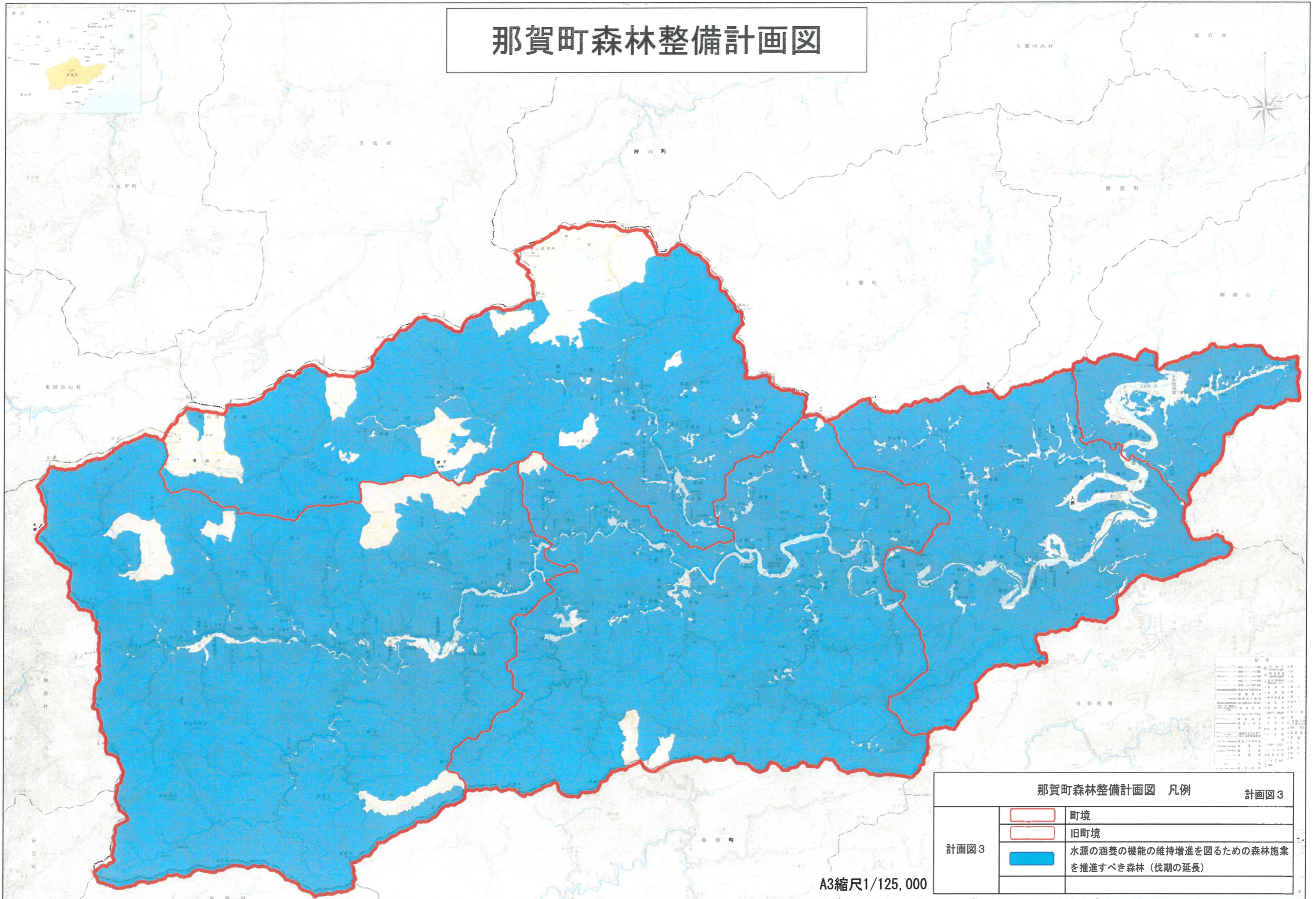
那賀町森林整備計画図






那賀町森林整備計画図 凡例		計画図 2
計画図 2		町境
		旧町境
		人工林
		天然林

A3縮尺1/125,000

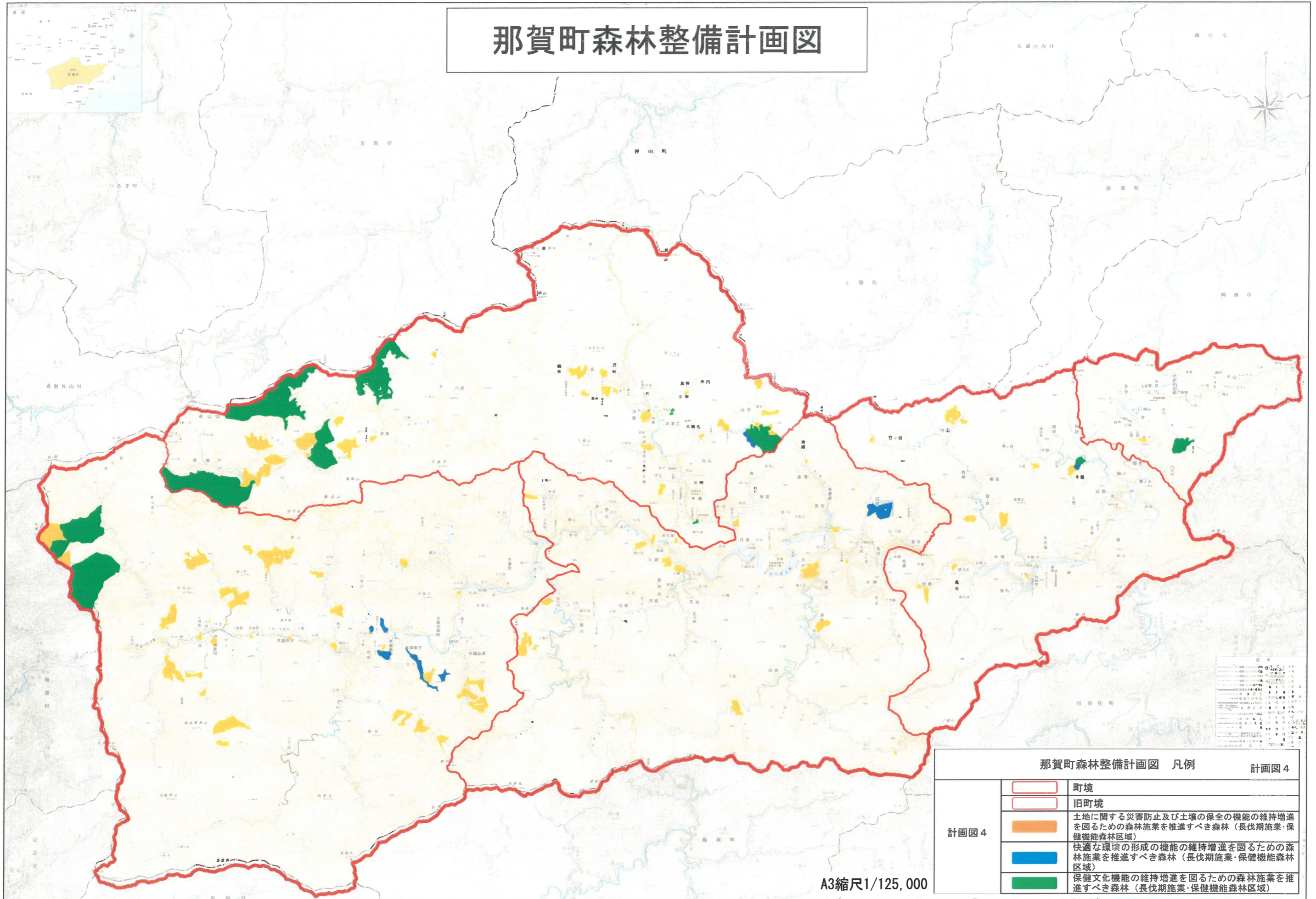
那賀町森林整備計画図



那賀町森林整備計画図 凡例		計画図3
計画図3		町境
		旧町境
		水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（伐期の延長）

A3縮尺1/125,000

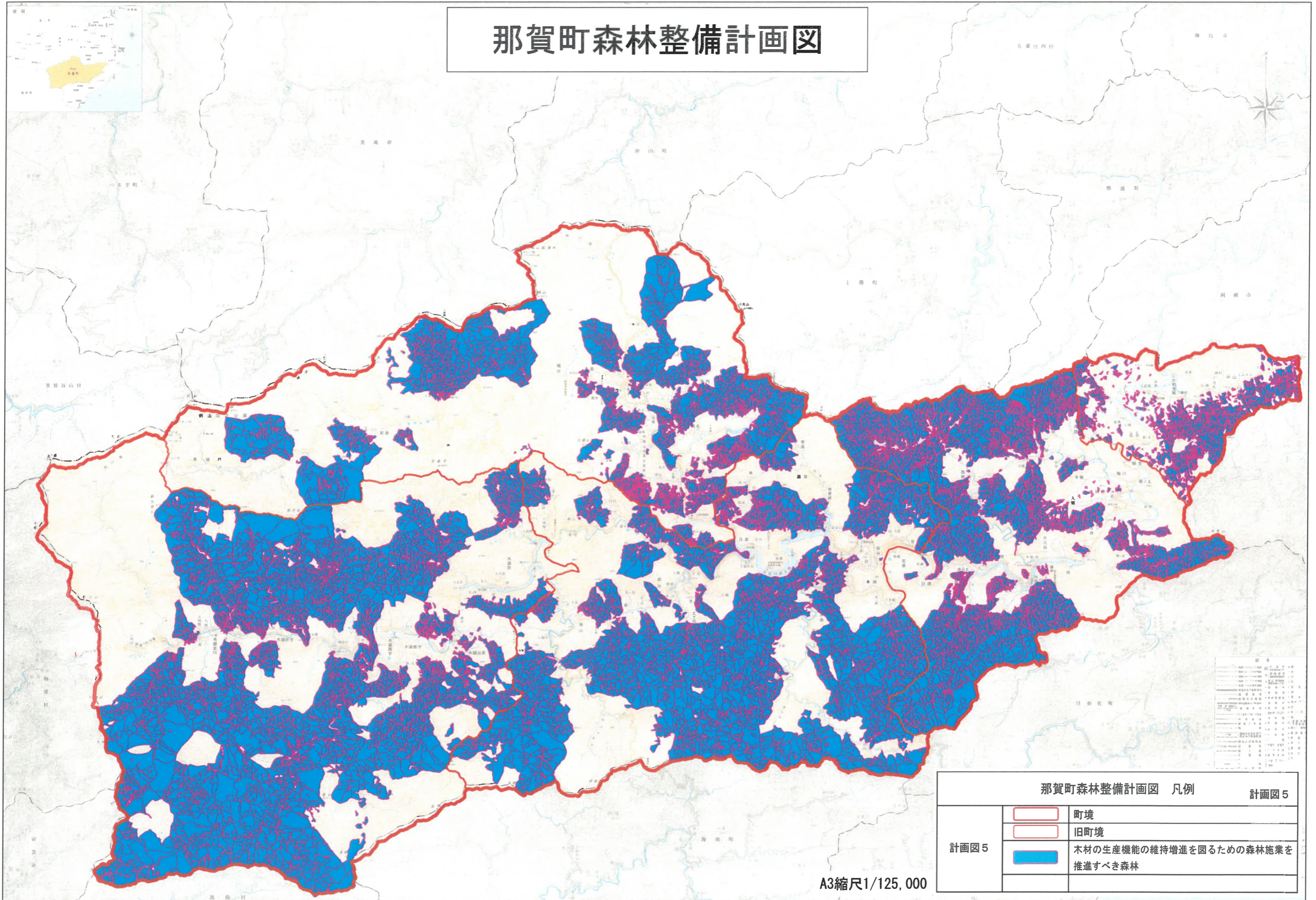
那賀町森林整備計画図






那賀町森林整備計画図 凡例		計画図 4
計画図 4		町境
		旧町境
		土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（長伐期施業・保健機能森林区域）
		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（長伐期施業・保健機能森林区域）
		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（長伐期施業・保健機能森林区域）

A3縮尺1/125,000

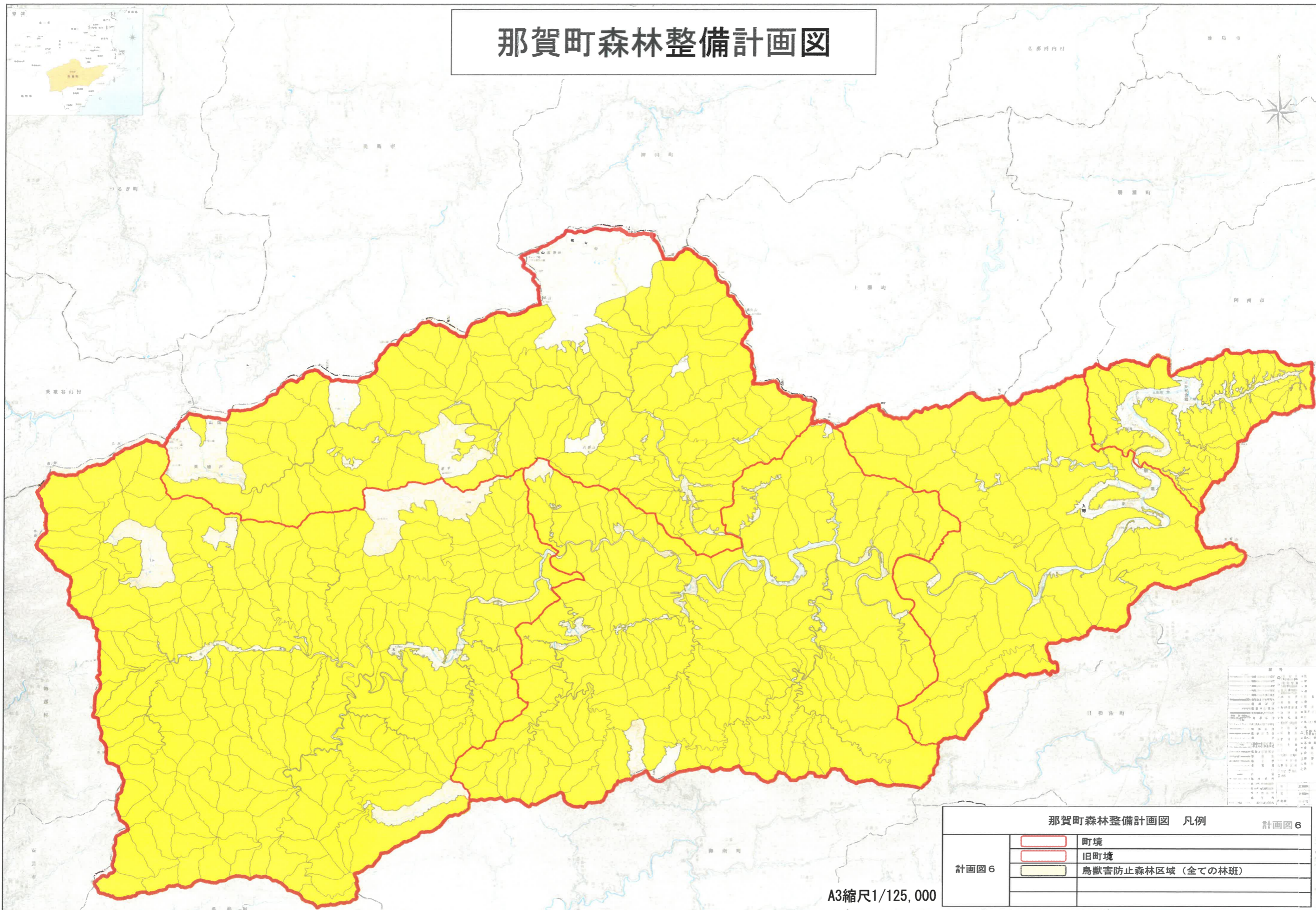
那賀町森林整備計画図



那賀町森林整備計画図 凡例		計画図5
計画図5		町境
		旧町境
		木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

A3縮尺1/125,000

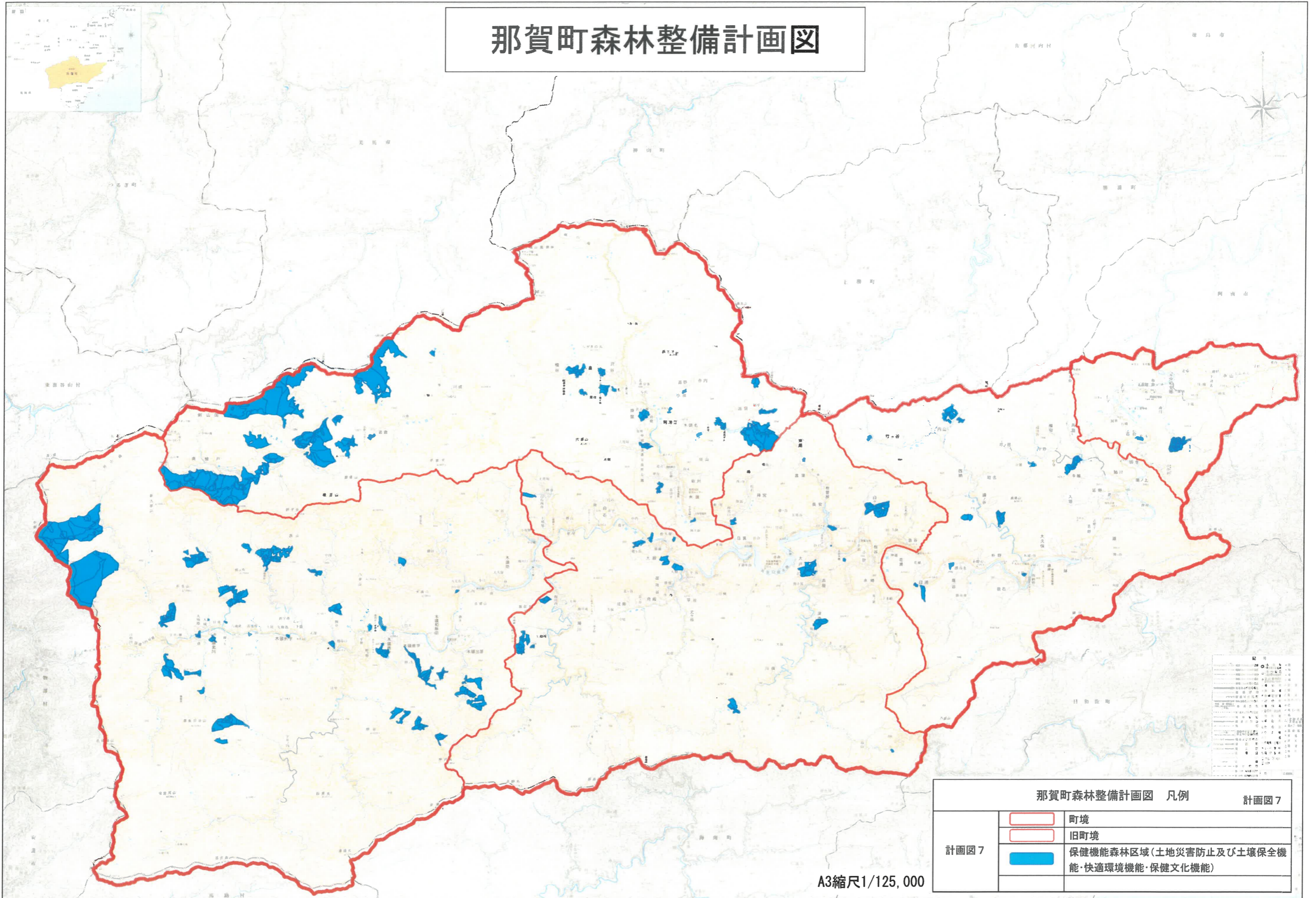
那賀町森林整備計画図


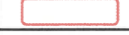



那賀町森林整備計画図 凡例		計画図6
計画図6		町境
		旧町境
		鳥獣害防止森林区域 (全ての林班)

A3縮尺1/125,000

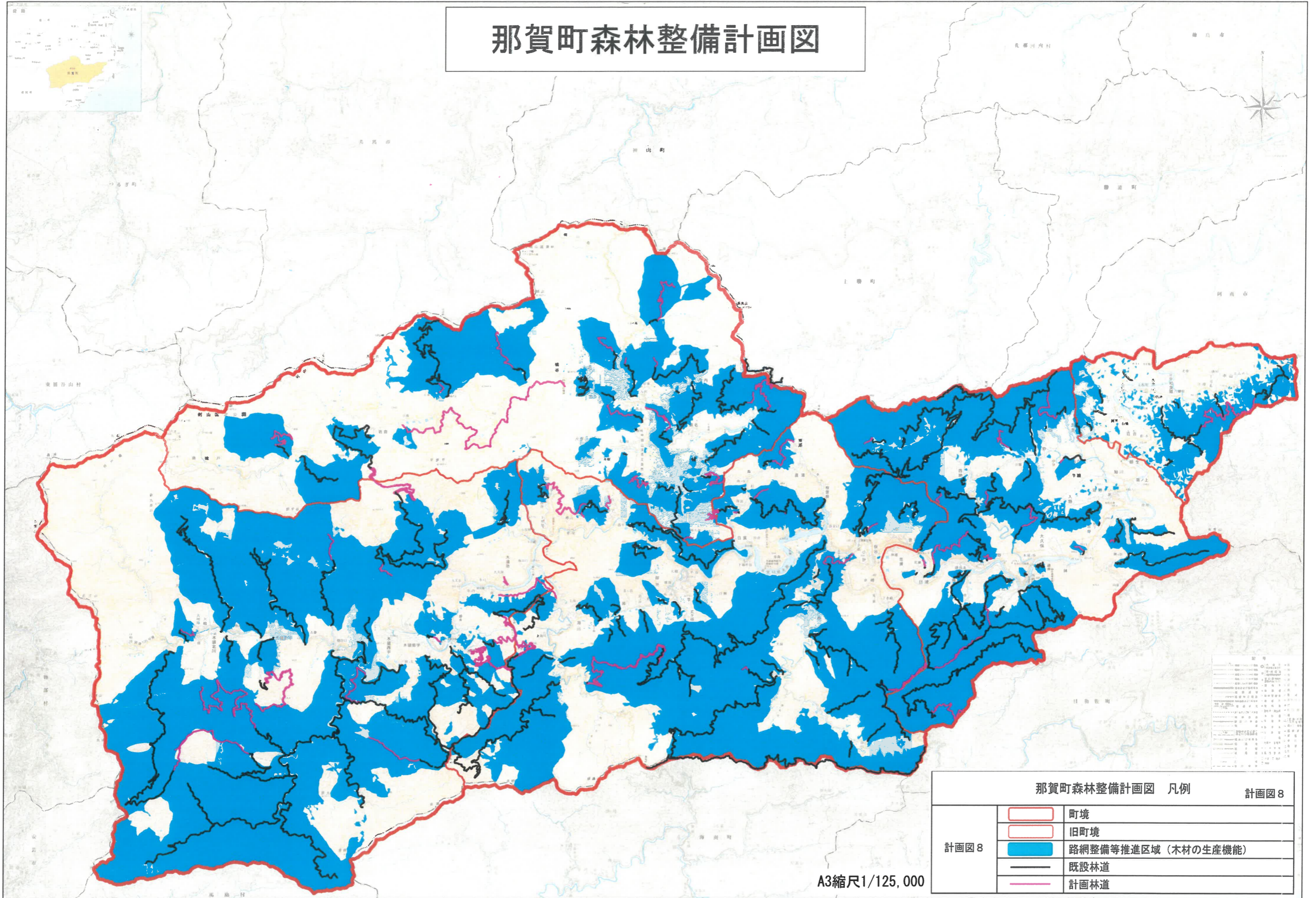
那賀町森林整備計画図







那賀町森林整備計画図 凡例		計画図 7
計画図 7		町境
		旧町境
		保健機能森林区域(土地災害防止及び土壌保全機能・快適環境機能・保健文化機能)

A3縮尺1/125,000

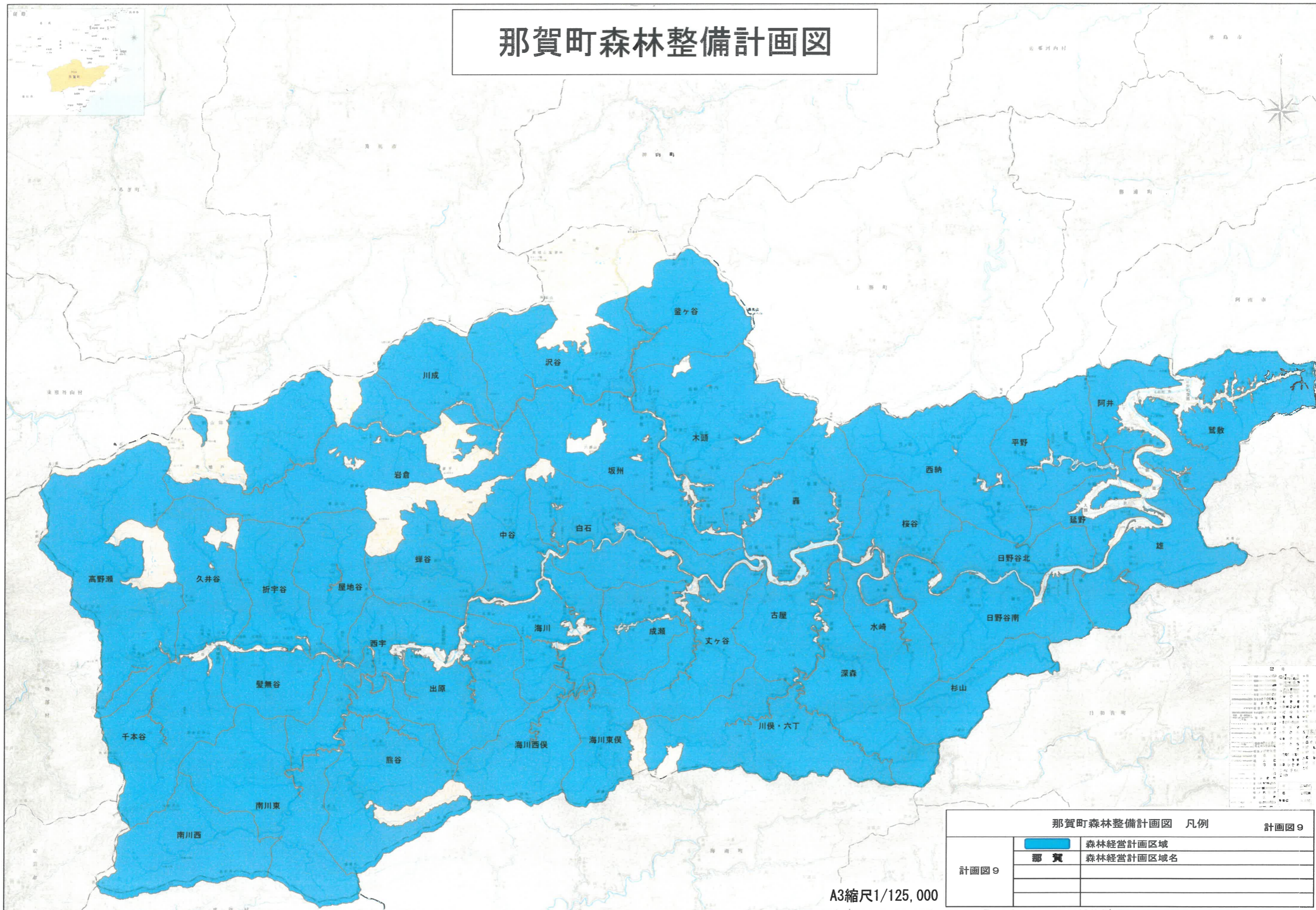
那賀町森林整備計画図



那賀町森林整備計画図 凡例		計画図 8
計画図 8		町境
		旧町境
		路網整備等推進区域 (木材の生産機能)
		既設林道
		計画林道

A3縮尺1/125,000

那賀町森林整備計画図



那賀町森林整備計画図 凡例		計画図9
計画図9	 	森林経営計画区域
	那賀	森林経営計画区域名

A3縮尺1/125,000